



福岡医発第45号(地)
平成29年 4月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)感染症等に係る
試験検査の実施について」について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より各都道府県等衛生
主管部(局)長宛別添の通知がなされ、本会に対して日本医師会を通じて周知依
頼がありました。

本件は、感染症法の規定に基づき、医師から「カルバペネム耐性腸内細菌科細
菌感染症」の届出があった際に、医療機関等に対して患者検体等の提出を求め、
地方衛生研究所等での試験検査の実施や医療機関等への情報提供、必要に応じ
た対応の実施を自治体に対して依頼するものです。

また、「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症」、「バンコマイシン耐性腸
球菌感染症」及び「薬剤耐性アシネトバクター感染症」についても、同様の対応
に努めることを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員
への周知方よろしく願います。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

平成29年3月29日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等に係る
試験検査の実施について」について

標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされ、本会に対して周知方依頼がまいりました。

本件は、感染症法の規定に基づき、医師から「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」の届出があった際に、医療機関等に対して患者検体等の提出を求め、地方衛生研究所等での試験検査の実施や医療機関等への情報提供、必要に応じた対応の実施を自治体に対して依頼するものであります。

また、「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症」、「バンコマイシン耐性腸球菌感染症」及び「薬剤耐性アシネトバクター感染症」についても、同様の対応に努めることを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健感発 0328 第 4 号

平成 29 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等に係る
試験検査の実施について」について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛て通知しました。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段の御配慮方よろしく申し上げます。



健感発 0328 第 4 号
平成 29 年 3 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等に係る
試験検査の実施について

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）感染症等の薬剤耐性を有する細菌による感染症の一部については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師による届出が行われていますが、地域における薬剤耐性菌のまん延などの流行状況を把握するためには当該耐性菌に係る詳細な解析を行う必要があります。

このため、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」の届出があった際には、下記により地方衛生研究所等での試験検査の実施及び地域内の医療機関等への情報提供を行うとともに必要に応じた対策の実施をお願いします。

また、全数届出が求められている 5 類感染症のうち、「バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症」、「バンコマイシン耐性腸球菌感染症」及び「薬剤耐性アシネトバクター感染症」についても、同様に当該患者検体等の提出を求め、地方衛生研究所等での試験検査の実施等に努めるようお願いします。

なお、試験検査の実施に当たっては、国立感染症研究所に対し、検査方法等の技術的助言を求めることが出来ることを申し添えます。

記

- 1 法第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師から「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」の届出があった際には、法第 15 条第 3 項第八号の規定に基づ

き、医療機関等に対し、当該患者の検体又は当該患者から分離された病原体の提出を求める。

- 2 医療機関等から提出された検体又は病原体について、別添の検査法を参考に、耐性遺伝子等の試験検査を実施する。
- 3 検査結果については、感染症サーベイランスシステム（NESID）の病原体検出情報システムを通じて、所定の事項を厚生労働省に報告する。また、検出された薬剤耐性菌の状況及び耐性遺伝子等検査結果について、当該地域の医師会及び医療機関等に対し、定期的に情報提供を行う。
- 4 耐性遺伝子等検査結果等により地域における流行が懸念される場合は、必要に応じ、医療機関等と協力し、流行状況について情報収集に努める。また、同一医療機関で耐性菌の集積が疑われた場合には、速やかに当該医療機関に結果を報告する。
- 5 本件に係る試験検査の実施については、感染症発生動向調査事業の負担金の対象となる。

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)検査法

医療機関から分与され、届出基準を満たすことが確認された菌株について、下記の1～3までを地方衛生研究所において実施すること。このうち、●については原則として実施する検査項目とし、○については推奨される検査項目とする。

1で検出された遺伝子型と2（及び3を実施した場合は3）の産生性の結果が一致することを確認する。4又は5については、必要に応じて、地域における特定の CRE の伝搬が疑われる場合など地域における流行を把握するため実施する。

検査法は、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）ホームページで公開している病原体検出マニュアルの CRE 検査法に準ずる。

<http://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/ResistantBacteria201612V1.1.pdf>

1 耐性遺伝子の検出

●PCR 法による主要なカルバペネマーゼ遺伝子の検出

IMP 型、NDM 型、KPC 型、OXA-48 型

○いずれも不検出の場合、以下のカルバペネマーゼ遺伝子の PCR 法による検出

VIM 型、GES 型、IMI 型、KHM 型、SMB 型

β -ラクタム耐性機序の確認のため PCR 法による耐性遺伝子の検出

○基質特異性拡張型 β -ラクタマーゼ (ESBL) 遺伝子

CTX-M-1 group、CTX-M-2 group、CTX-M-9 group

○AmpC β -ラクタマーゼ遺伝子

MOX 型、CIT 型、DHA 型、ACC 型、EBC 型、FOX 型の 6 種

2 阻害剤を用いた β -ラクタマーゼ産生性の確認●メルカプト酢酸ナトリウム (SMA) /EDTA 阻害有：メタロ- β -ラクタマーゼ (MBL)

●ボロン酸 阻害有：KPC 型

○ボロン酸及びクロキサシリン 阻害有：AmpC 型

○クラブラン酸 阻害有：基質特性拡張型 β -ラクタマーゼ (ESBL)

3 カルバペネマーゼ産生性を確認する他の方法

○Carba NP テスト

○Carbapenem Inactivation Method (CIM)

4 パルスフィールドゲル電気泳動 (PFGE) 解析（同一菌種による伝播が疑われる場合に実施）

5 プラスミドゲノムおよび染色体ゲノム解析（次世代シーケンス (NGS) 技術が導入されていない地方自治体では感染研に依頼し、感染研において S1-PFGE により染色体 DNA とプラスミド DNA を分離後精製、NGS 解析を実施）